

# PPP / PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) の取組状況について 参考資料集

令和2年11月17日

第24回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 公共施設等運営権者が実施できる 業務の範囲等の明確化について

# 公共施設等運営権者が実施できる業務範囲等の明確化について

## 現状

### 公共施設等運営事業の範囲

利用料金を徴収する公共施設等について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するもの（PFI法第2条第6項）

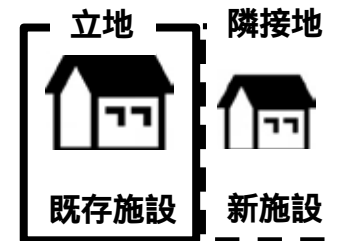
運営事業は「建設」「製造」「改修」（以下建設等という。）を含まないが、運営事業者が一体的に建設等を行うことにより、より効率的・効果的な運営がなされる可能性がある。



## 検討の方向性

- ・運営事業者が、建設等について一定の範囲内で行えるようにする  
例：公共施設等の立地外である隣接地に、新施設を建設する行為（右図参照）
- ・運営事業者による建設等を、通常のPFI事業・コンセッション事業と比較して簡素な手続で行えるようにする  
例：事業者選定手続の省略等

(参考)



## 検討すべき論点

- ・運営権者による建設等は、具体的にどの範囲まで認めるのが妥当か。
- ・運営権者が建設等を行う場合に、管理者等の関与など、どのような手続を設けるのが妥当か。

等

# SPC株式の流動化の促進について

# SPC株式譲渡に関するアンケート【事業者回答】

SPC株式の譲渡ニーズ等を把握すべく、公共施設等運営権事業を実施する事業者および管理者へアンケートを実施した  
< 調査概要 >

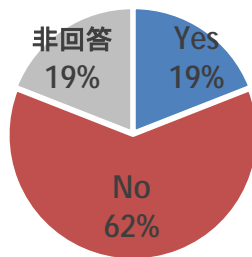
○調査対象:実施契約を締結済みの公共施設等運営権事業者(代表企業)および管理者【事業者21団体、管理者19団体】

○調査期間:令和2年8月21日～9月4日

## 事業者へのアンケート

- ・長期的に売却を検討している事業者は、自社資金負担の軽減等の理由で、一定程度存在する
- ・一方、現状では安定稼働に至っている事業等が少ないこともあり、短期的に売却を検討している事業者は少ない

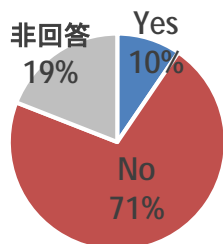
### 問1 流動化(株式譲渡)のニーズはあるか



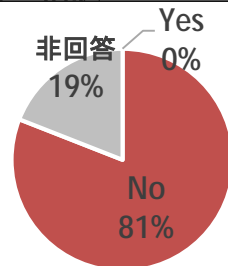
#### 【売却したい理由】

- ・将来的にグループ間の売買等を検討する可能性
- ・地元企業や協力企業との連携強化を図る為
- ・自社の資金負担の軽減
- ・短期的には株式売却益で新案件への投資原資に  
長期的には証券化市場の発展により新たな資金調達源に

### 問2-1 実際に売却を検討したことはあるか



### 問2-2 売却にあたって管理者に相談したことはあるか



#### 【検討しながらも管理者協議を実施しなかった理由】

- ・事業が安定稼働していないため
- ・譲渡制限期間が設定されているため
- ・不動産投資法人への売却が好ましいが、PFI事業は不動産投資法人への売却ができないため

### 問3 その他(売却検討等にあたっての課題など)

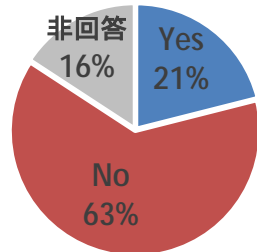
- ・現状では事業が成熟期に至っておらず、売却ニーズがない
- ・譲渡にあたってはガイドラインで大枠が示されているが、個別案件では具体的な要件が定まっていない

# SPC株式譲渡に関するアンケート【管理者回答】

## 管理者へのアンケート

- ・譲渡先の性質としては公募時に設定された参加資格を満たす者など事業実施者を想定している団体が多く、公的性の高い機関投資家や金融機関を想定している団体は少なかった
- ・譲渡後のSPC体制としてはSPCとしての事業運営遂行能力の保持や、実質的な運営者の変更がないことを想定している団体が多かった

問1 議決権株式譲渡に際し、管理者書面承諾のほかの制限を設定している



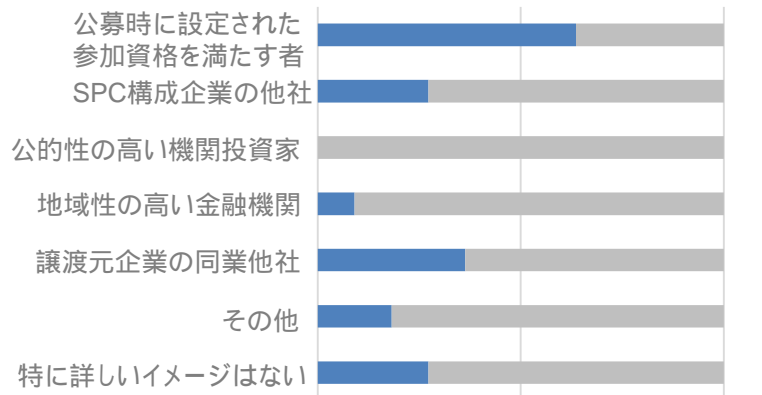
【書面承諾のほか設定している制限等】

- ・事業開始後一定期間の譲渡制限
- ・代表企業の議決権保有割合が最大とならなければならない
- ・譲渡制限株式であること

問2-1 譲渡承認先の判断を行うにあたり、譲渡先が事業の継続的な実施を阻害するかどうかを重視する

(Yes 11団体 / No 1団体 / 非回答 7団体)

【譲渡先の性質として、事業の継続的な実施を阻害する恐れのないもののイメージ】



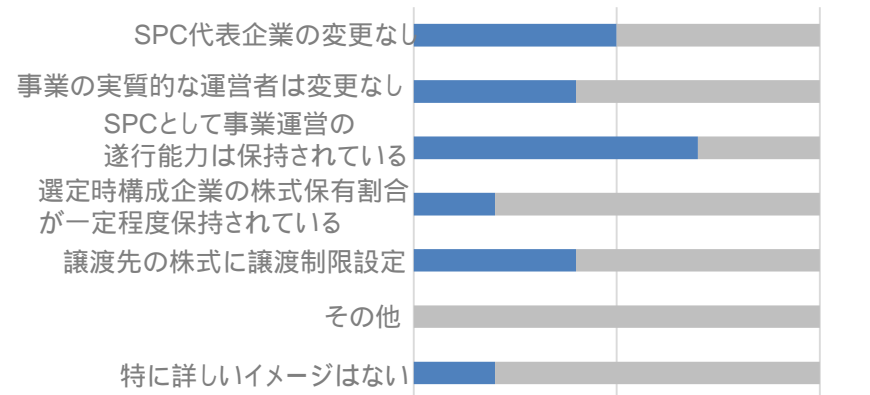
【その他回答】 0% 50% 100%

- ・他のPFI事業で実績がある者や当事業に応募実績のある者
- ・SPCが現行以上のサービス水準を保てることに資する企業

問2-2 譲渡先の承認先の判断を行うにあたり、譲渡後の体制が事業の継続的な実施を担保するものかどうかを重視する

(Yes 10団体 / No 2団体 / 非回答 7団体)

【譲渡後のSPC体制として、事業の継続的な実施を担保するもののイメージ】



0% 50% 100%

# SPC株式流動化に関して

## 今後の課題等

管理者側が譲渡承認の判断を行う際の「事業の継続的な実施を阻害する恐れのない譲渡先」のイメージとしては、公募時に設定された参加資格を満たす者や譲渡元の同業他社など事業実施者を想定している回答が多い一方で、公的性の高い機関投資家や地域性の高い金融機関を回答した団体は少なかった

金融機関等が株式を譲り受けし、具体業務については従前事業者などに業務発注するなどで、運営体制を保持しながら譲渡を行うようなスキームへの理解を進めるべきではないか

管理者側が譲渡承認の判断を行うにあたり、「譲渡先や譲渡後のSPC体制が事業の継続的な実施を担保すること」を重視することが分かったが、一方、その具体的なイメージは想定していないという回答が一定程度あった

事業の継続的な実施を担保するような体制について、管理者側で具体的なイメージを持っておらず、実際の協議を受けた際にも判断が出来ない恐れがあり、ガイドライン等で例を示すべきではないか

### 【事業の継続的な実施が可能となる体制の例(案)】

- ・譲渡先が同業他社であるなどSPCとしての業務実施能力は保持されている
- ・譲渡先が同業等でなくとも、譲渡元企業への業務委託等により、業務遂行体制が整っている 等

【参考】 現行の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」における譲渡承認にあたっての記載  
運営権者の議決権株式の第三者への譲渡については、以下の全ての条件を満たす場合には管理者等は承認するものとする  
譲渡先が公募時に設定された参加資格を満たす者であること。

株式譲渡が事業実施の継続を阻害しない(株式譲渡を行う企業から運営権者に出向している職員が株式譲渡と共に引き上げることで要求水準や提案内容の履行に支障をきたすような状況とならない)こと。

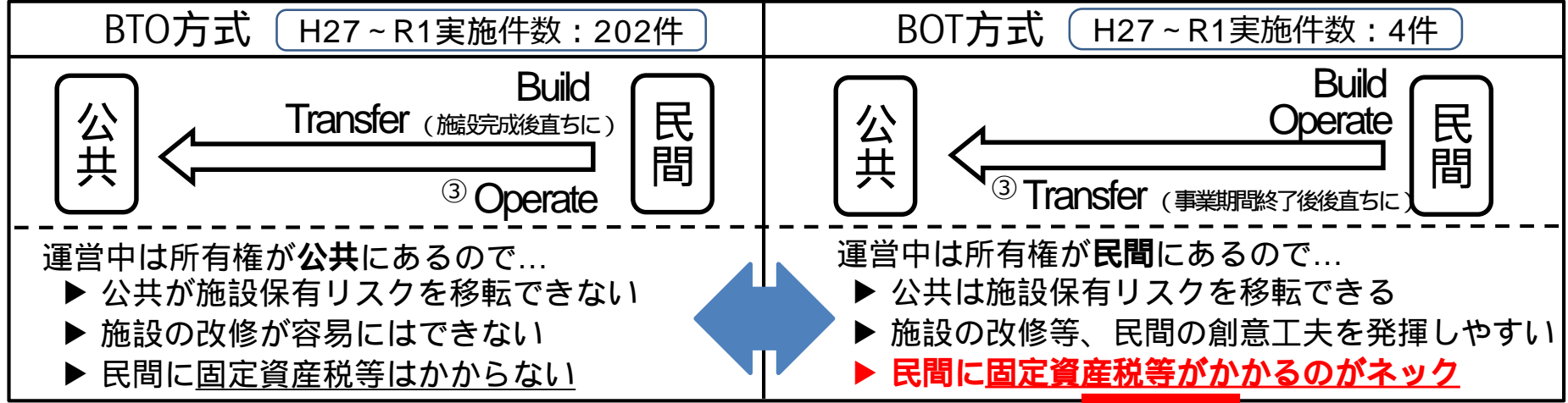
# BOT税制の特例措置の拡充



# 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充 (固定資産税、不動産取得税、都市計画税)

## 課題

BTO方式とBOT方式は**税制上イコールフットINGになっていない**。  
平成27年度からの5年間でBOT方式による実施件数は4件と**BOT方式が進んでいない**。



## 要望内容

### **BOT方式**により整備される公共施設等に係る地方税 (固定資産税等) の特例措置の拡充要望

#### 【現行措置】

- ▶ 課税標準を2分の1
  - ▶ サービス購入型 のうち、法律により国や地方公共団体がその事業等として実施する権限が生じている施設等
- 経費の全額を公共が負担する事業

#### 【要望】

- ▶ **非課税**
  - ▶ **特例対象の拡充**
    - ・ **混合型や独立採算型の施設** (市立体育館やプール等)
    - ・ **法令上民間施設と差別化がなされている施設** (公放書館等)
- 運営等の経費の一部又は全部に施設からの利用料金が充てられる施設

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定(会長：内閣総理大臣))

### 3. 推進のための施策

(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し

事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が發揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、**非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討**する。

# 地方公共団体が要するアドバイザー費用 に対するより適切な支援について

# 地方公共団体が要するアドバイザー費用に対するより適切な支援について

## 検討経緯および取組状況

PFI事業を実施するにあたり必要なアドバイザー費用（ ）について、各省庁で実施する補助金・交付金制度においては、補助対象外となっているものがあり、地方公共団体への支援環境が整っていない状況。

上記を踏まえ、PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）にてアドバイザー費用補助の拡大を掲げ、各省庁におけるPFI事業の実績等のある各分野の補助金制度での対象化の依頼を実施。現在は以下の施設が対象となっている。

あわせて、各省庁には地方負担に対する必要な対応を求めており、現在、環境省の「循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）」に係る地方負担分について、地方財政措置を要望中。

### 各省庁補助金・交付金制度におけるアドバイザー費用の支援状況

国庫補助				
分野		所管省庁	補助対象施設	アドバイザー費用の適用
健康と環境	廃棄物処理施設	環境省	一般廃棄物処理施設	
	浄化槽			
	水道施設	厚生労働省	水道管路、水道広域化施設等	
教育と文化	学校施設	文部科学省	公立義務教育諸学校等	×
			国立大学	
産業	農業振興施設	農林水産省	農業集落排水施設等 漁港施設等	
	工業振興施設	経済産業省	工業用水道施設 水力発電施設	×
まちづくり	下水道施設	国土交通省	下水道施設等	
	公営住宅等		公営住宅 施設建築物	
	公園		都市公園	×
	市街地再開発等		まちづくりに必要な施設等	×
あんしん	警察施設	警察庁	警察本部、警察署等	×
	防衛施設	防衛省	防衛施設周辺の道路、公園、水道、 ごみ処理施設等の公共施設	○

PPP/PFI導入にあたって、デューデリジェンス等の準備手続きを終えた後の、実施方針や募集要項、要求水準書、実施契約書案等、事業開始までに必要となる官側アドバイザーへの業務委託費

○：適用   ：一部適用   ×：適用無

# 専門的な人材の派遣、育成、活用への 支援等について

# 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等について

## 【目的】

PF1実施経験のある地方公共団体が2割未満である現状を踏まえ、PPP/PF1の経験のない地方公共団体等の相談ニーズへの対応や職員の育成を通じ、PPP/PF1事業の裾野拡大を進める。

## 【具体的な取組】

PPP/PF1事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応等の庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体職員等を、「(仮称)PPP/PF1パブリックマイスター(PPP/PF1行政専門家)」として、内閣府において認定・登録する。

登録された行政専門家の名簿を作成し、内閣府ホームページ等で公表する。

PPP/PF1の経験の少ない地方公共団体における個別相談や研修講師対応などの要請について、登録された行政専門家を活用する。

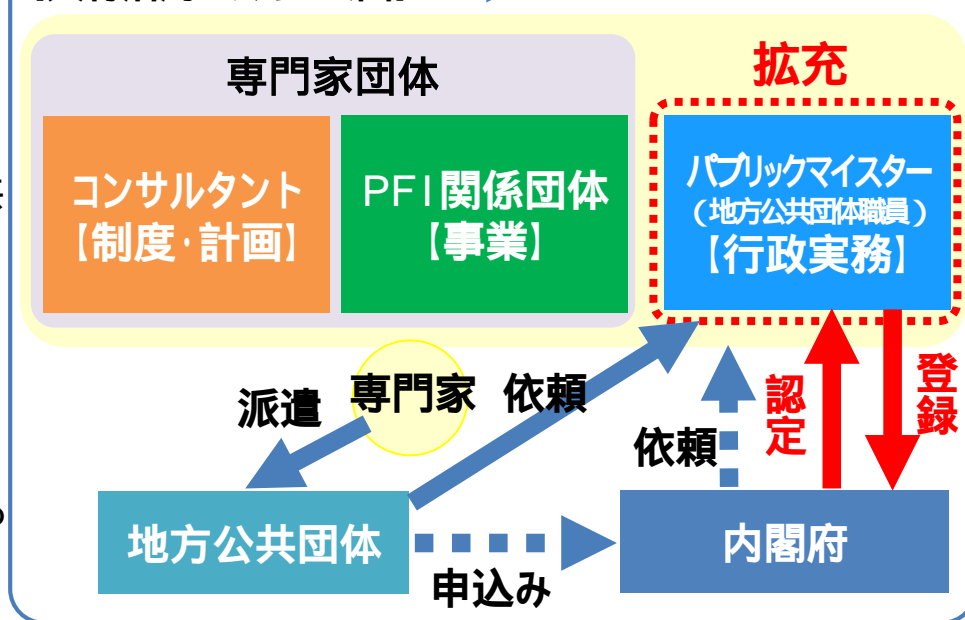
活用方法は下記を想定。

- 公表された名簿を参照し、地方公共団体が行政専門家を選定して直接対応を依頼
- 内閣府専門家派遣制度を活用(地方公共団体が内閣府を通じて派遣を要請)など

PPP/PF1事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度

PPP/PF1パブリックマイスターの交流や継続的な研鑽を図るため、「(仮称)専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修や情報共有できる場として活用することを検討。

【人材活用のスキーム図】 ■▶ は専門家派遣制度活用時の流れ

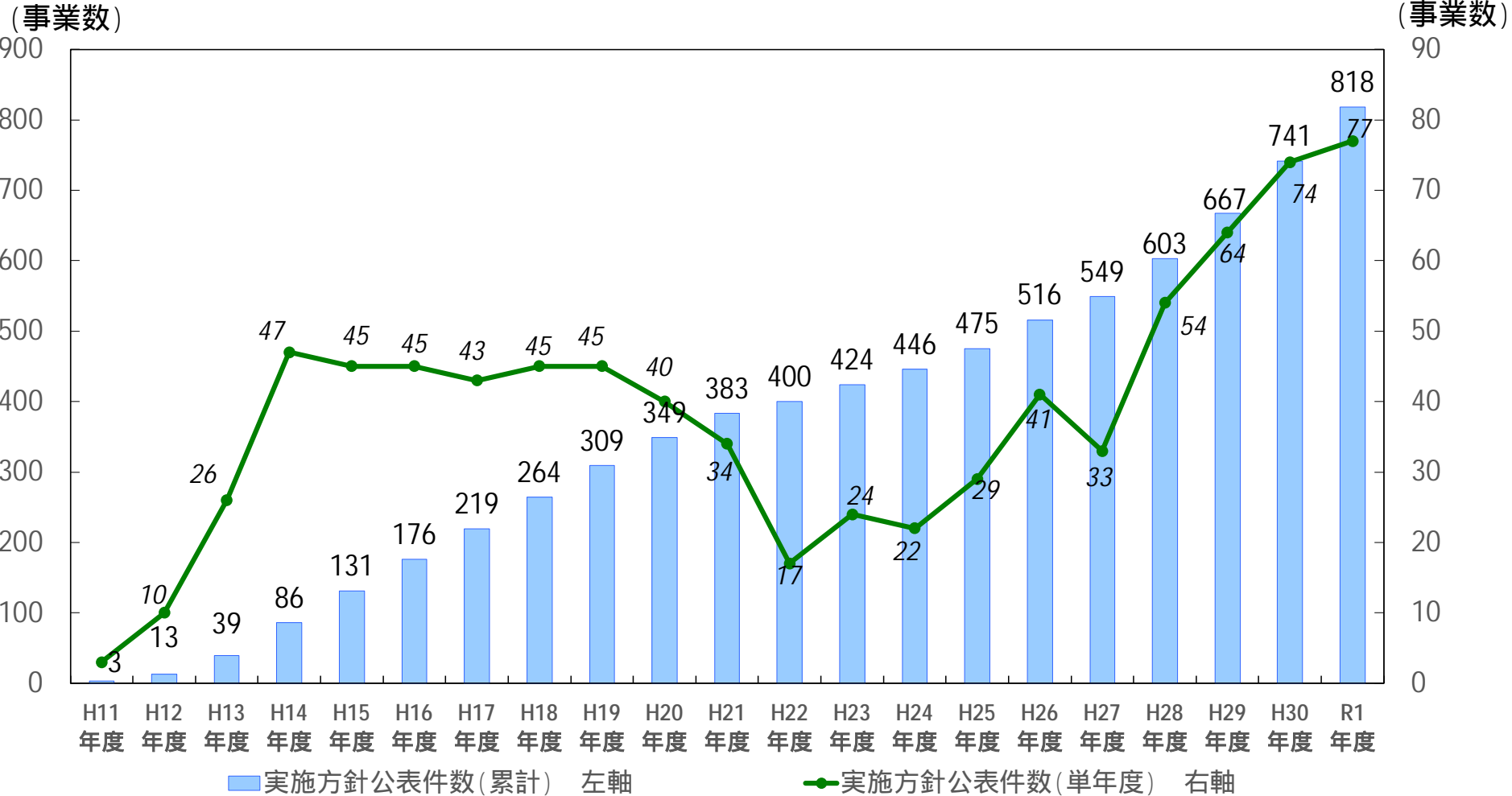


# 優先的検討等の促進について

# PFI事業の実施状況

## 事業数の推移

(令和2年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

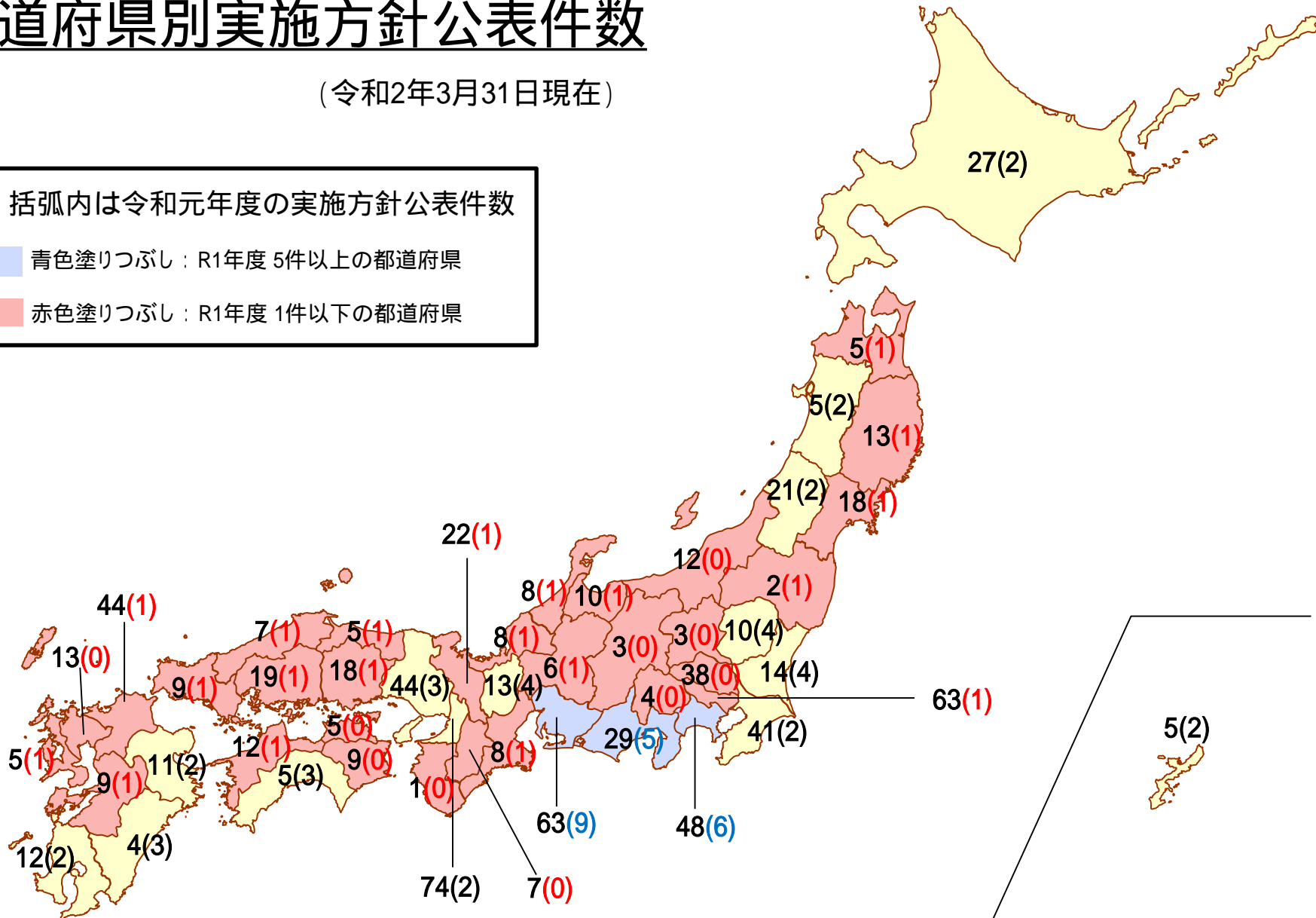
# PFI事業の実施状況

## 都道府県別実施方針公表件数

(令和2年3月31日現在)

括弧内は令和元年度の実施方針公表件数

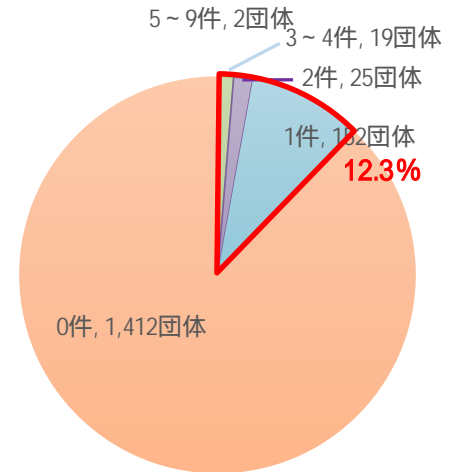
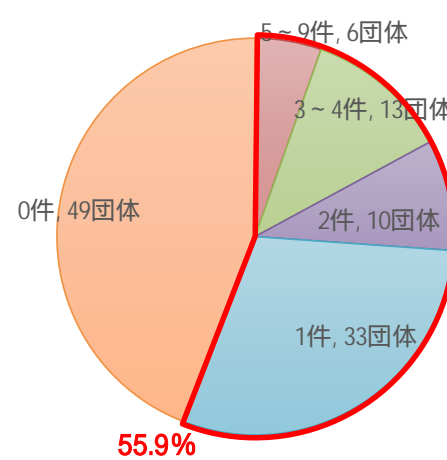
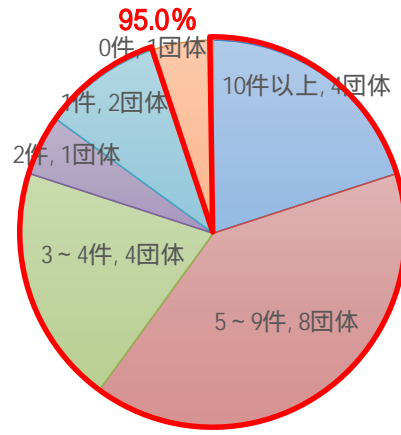
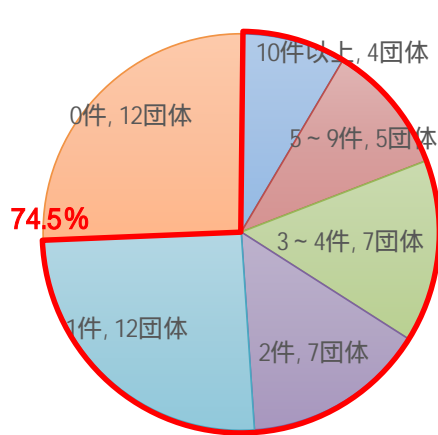
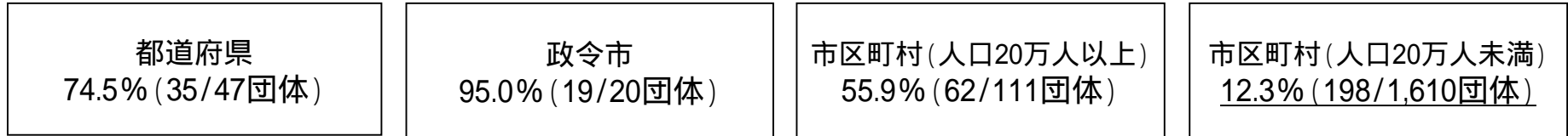
- 青色塗りつぶし：R1年度 5件以上の都道府県
- 赤色塗りつぶし：R1年度 1件以下の都道府県





# 事業主体の規模によるPFI事業の実施状況

## PFI事業を実施したことのある団体の割合（令和2年3月末時点）



**都道府県** : 約75%の団体が実施  
 約半数の団体が複数の事業を実施  
**政令市** : 1団体を除く全ての団体が実施  
**市区町村(人口20万人以上)** : 半数以上の団体が実施  
**市区町村(人口20万人未満)** : 実施経験ありは約1割

### < PFIの実施経験のない団体 >

- 都道府県(12団体): 秋田, 福島, 群馬, 富山, 長野, 岐阜, 三重, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 鹿児島
- 政令市(1団体): 相模原

# 優先的検討規程の策定について

## 令和2年3月末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

全ての都道府県、政令指定都市で策定済であるが、人口20万人以上の市区で74.8%（2年前から4.5ポイント増。未策定28団体）、人口20万人未満の市区町村では2.7%（同0.5ポイント増）に留まっている。

(令和2年3月末時点)

( ) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

策定団体		団体総数	規程策定済みの 団体数		規程に基づき令和元年度までに 具体案件を検討した団体数( )
国		13	12	92.3%	5
地方 公共 団体	都道府県	47	47	100.0%	31
	政令指定都市	20	20	100.0%	19
	人口20万人以上の市区	111	83	74.8%	57
	小計	178	150	84.3%	107
	人口20万人未満の市区町村	1,610	44	2.7%	28
	合計	1,788	194	10.9%	135

## 課題

内閣府・総務省より地方公共団体に対して、平成27年に優先的検討規程の策定を要請をしてから5年になるが、人口20万人以上の市区については、策定率100%を達成できておらず、人口20万人未満の市区町村についても策定率が低い状況であるため、これまでのアンケート調査でのフォローアップや内閣府HPでの策定状況の公表、運用支援に加え、更なる策定の促進に向けた取組について検討することが必要。

# 優先的検討規程の策定等・人口20万人未満の地方公共団体への PFI導入促進に向けて

- PFI事業の実施状況を見ると、地方公共団体の人口規模別や地域間でのバラツキがあることから、自治体の人口規模別や地域別の実施件数についてもモニタリングや要因分析を行い対策を検討するなど、より細やかな対応を行っていく必要があるのではないか。
- 人口20万人未満の地方公共団体（PFI未実施の自治体が87.7%）への優先的検討規程の導入促進のため、今後、人口20万人未満の地方公共団体についても、例えば、人口規模など一定のターゲットについて目標年限を定めて導入を進めることを検討（「多様なPPP / PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定等）してはどうか。
- 具体的には、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進方策（「小規模な地方公共団体向けの手引きの作成」や「これまで内閣府の支援事業により優先的検討規程を策定した事例を取りまとめる」など）を検討してはどうか。
- あわせて、補助金等の交付の際におけるPPP/PFIの導入検討（優先的検討）の要件化の拡大（特に、PFIの実績の多い分野の補助金等を中心に関係省庁へ要請を行うなど。）を図ってみてはどうか。

# (参考) 多様なPPP/ PFI手法導入を優先的に検討するための指針

平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議決定

公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則であり、以下が指針の抜粋である

## 優先的検討規程の策定等

公共施設等を管理する国及び公共法人は、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。また、**公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい**

## 優先的検討の手続

### ○対象事業

次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業を対象とする

(1) 事業費総額10億円以上（建設、製造又は改修を含む）

(2) 単年度事業費1億円以上（運営等のみ）

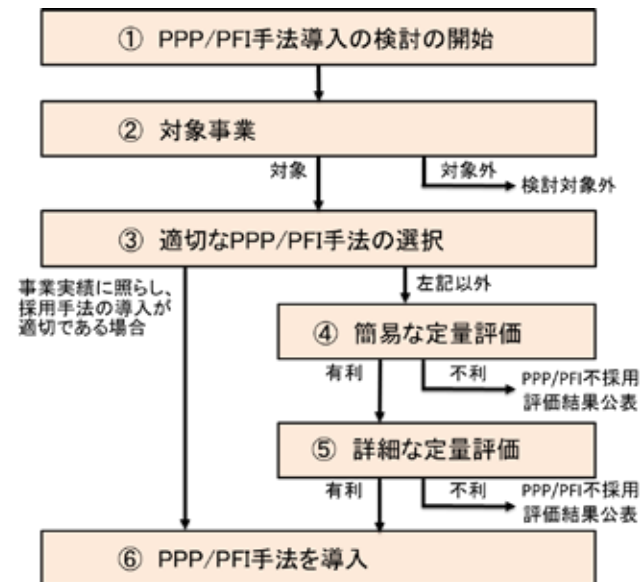
（事業の特殊性によっては、対象事業を限って、異なる事業費を基準とすることができる）

### ○簡易な定量評価

公共施設等の管理者等により、従来型手法と、PPP/ PFI手法を導入した場合との費用総額の比較等により簡易的な評価を行う

### ○詳細な定量評価

コンサルタントの活用などにより、詳細な費用等の比較を行い、導入の適否を評価する



## PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

- 一 PPP/PFI手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発
- 二 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

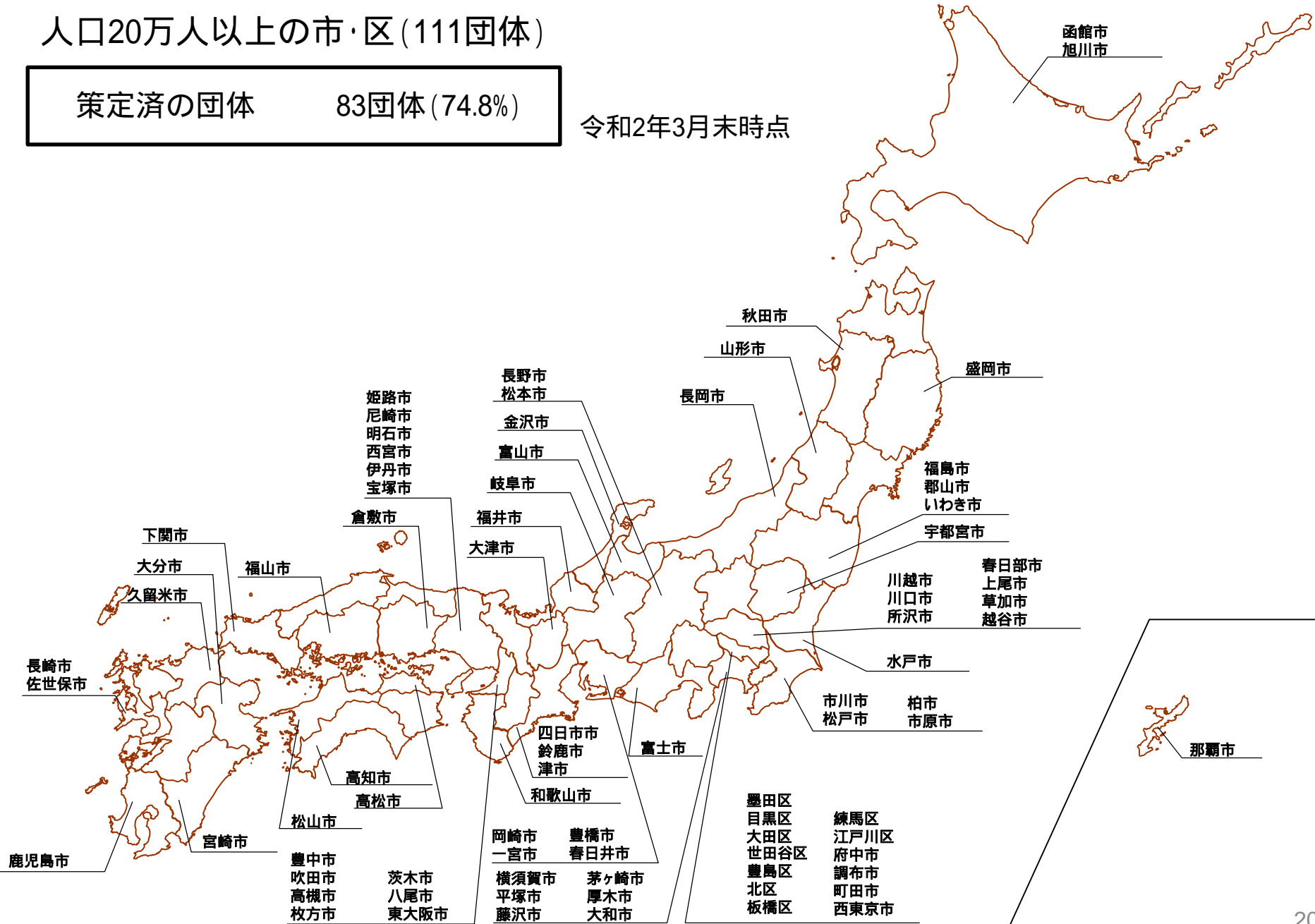
- 三 民間事業者からの提案の活用
- 四 国によるフォローアップ調査及び公表

# (参考) 優先的検討規程の策定状況(人口20万人以上の市・区)

人口20万人以上の市・区(111団体)

策定済の団体 83団体(74.8%)

令和2年3月末時点



# (参考)優先的検討規程の策定状況(人口20万人未満の市区町村)

人口20万人未満の市区町村(1,610団体)

令和2年3月末時点で策定済の44団体

	団体名		(参考)人口		団体名		(参考)人口
1	北海道	苫小牧市	17.2 万人	23	新潟県	上越市	19.3 万人
2	北海道	恵庭市	7.0 万人	24	新潟県	粟島浦村	0.0 万人
3	宮城県	村田町	1.1 万人	25	石川県	かほく市	3.5 万人
4	茨城県	稲敷市	4.1 万人	26	石川県	白山市	11.4 万人
5	栃木県	佐野市	11.9 万人	27	山梨県	甲府市	18.9 万人
6	栃木県	鹿沼市	9.8 万人	28	長野県	白馬村	0.9 万人
7	栃木県	日光市	8.3 万人	29	岐阜県	高山市	8.8 万人
8	群馬県	沼田市	4.8 万人	30	岐阜県	美濃加茂市	5.7 万人
9	埼玉県	熊谷市	19.8 万人	31	静岡県	沼津市	19.6 万人
10	埼玉県	狭山市	15.2 万人	32	静岡県	焼津市	14.0 万人
11	埼玉県	和光市	8.3 万人	33	愛知県	安城市	18.9 万人
12	埼玉県	久喜市	15.4 万人	34	愛知県	岩倉市	4.8 万人
13	埼玉県	小川町	3.0 万人	35	兵庫県	高砂市	9.1 万人
14	千葉県	木更津市	13.5 万人	36	鳥取県	鳥取市	18.8 万人
15	千葉県	茂原市	9.0 万人	37	鳥取県	米子市	14.9 万人
16	千葉県	成田市	13.3 万人	38	広島県	東広島市	18.8 万人
17	千葉県	八千代市	19.9 万人	39	山口県	岩国市	13.5 万人
18	東京都	小平市	19.4 万人	40	徳島県	美馬市	2.9 万人
19	東京都	国立市	7.6 万人	41	福岡県	飯塚市	12.9 万人
20	東京都	東久留米市	11.7 万人	42	福岡県	小郡市	6.0 万人
21	東京都	多摩市	14.9 万人	43	大分県	別府市	11.8 万人
22	新潟県	柏崎市	8.4 万人	44	宮崎県	日向市	6.2 万人



# (参考)人口20万人未満の地方公共団体での優先的検討規程の策定・運用の事例

## 千葉県茂原市における事例（人口9.0万人／平成30年）

茂原市における優先的検討規程の改定に向け、「人口20万人未満」「優先的検討規程を策定済み」「PPP/PFI手法の検討・事業化実績あり」の他自治体の事例を参照し、優先的検討規程の定着要因について、以下 および を整理した。

優先的検討の対象となる検討対象事業について、施設整備費規模を当該自治体で想定される規模に合わせ設定  
事業担当部署でのPPP/PFIへのハードルを下げる取組として、「簡易な検討」段階での作成資料の簡素化、PPP手法選択のフローチャートの掲載等を実施

上記を踏まえ、以下のポイントを反映し、茂原市における優先的検討規程を改定

- 検討対象事業については、今後想定される事業の建設費を踏まえ、5億円を対象規模に変更
- PPP/PFIの導入可否の検討について、一部チェックシート方式を導入し、記入例も掲載

## 福岡県小郡市における事例（人口6.0万人／令和元年）

小郡市における優先的検討規程の策定に際しては、全庁横断的なワーキンググループを設置して検討を行った。  
また、他自治体での優先的検討規程の策定状況を参考に、以下 ～ を優先的検討規程の策定のポイントとした。

統括部署を明確にすること

意思決定機関を設置するなど、組織的な意思決定プロセスを明確化して、推進体制を確立すること

事業費の基準が地方公共団体の規模にあったものとすること

上記を踏まえ、以下のポイントを反映し、小郡市における優先的検討規程を策定

- 統括部署を「経営戦略課」、意思決定機関を「行政改革推進本部」として規程に位置づけ
- 検討対象事業については、建設等の事業費総額が3億円以上、または単年度の運営費が5,000万円以上を対象

# 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に 資するPPP/PFIの推進について



# PPP / PFI地域プラットフォームの協定制度

## 概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP / PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP / PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

## 協定内容

対象となる地域プラットフォーム

### ○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

### ○次に掲げる機会を年1回以上提供

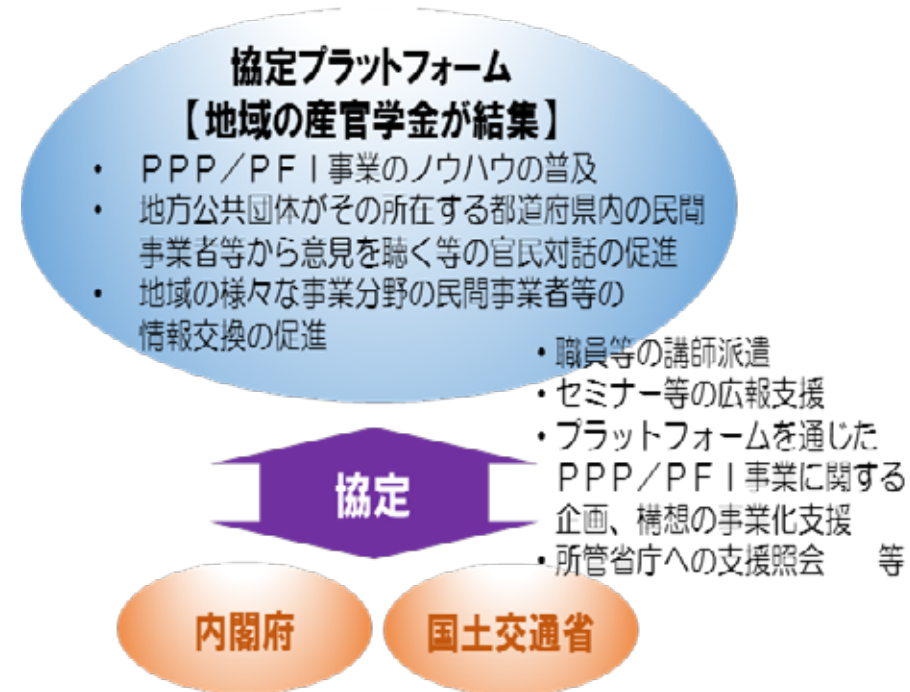
- ・参加者のPPP / PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がある都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

### 支援内容

関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣

- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP / PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



# 【参考】 協定プラットフォーム一覧 (令和2年度)

PPP / PFI地域プラットフォーム名称	代表者の構成
川崎市PPPプラットフォーム	川崎市
横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市
とやま地域プラットフォーム	富山市、財務省北陸財務局、株式会社日本政策投資銀行、株式会社北陸銀行
いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社北國銀行、石川県、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ふくい地域プラットフォーム	株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行、福井県、福井市、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ぎふPPP/PFI推進フォーラム	国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市
静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市
みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、株式会社百五銀行
淡海公民連携研究フォーラム	国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、株式会社滋賀銀行、株式会社しがぎん経済文化センター
京都府公民連携プラットフォーム	京都府
和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県
鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県
広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	広島県、株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、一般財団法人ひろぎん経済研究所、株式会社YMFG ZONEプランニング
山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	山口県、下関市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社山口銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県
高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県
北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	北九州市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社北九州銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県
熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市
宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行
沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力株式会社
やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	山梨県、株式会社山梨中央銀行
ふじのくに官民連携実践塾	静岡県
佐世保PPPプラットフォーム	佐世保市
おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	大分県

令和2年度追加地域